府　令

○内閣府令第一号

人事記録の記載事項等に関する政令（昭和四十一年政令第十一号）第六条の規定に基づき、人事記録の記載事項等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年二月六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

人事記録の記載事項等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

人事記録の記載事項等に関する内閣府令（昭和四十一年総理府令第二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（人事記録の写しの送付の特例）

4　復興庁が廃止されるまでの間における第十条の規定の適用については、同条中「又は国家行政組織法」とあるのは、「、復興庁又は国家行政組織法」とする。

附　則

この府令は、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第百二十五号）の施行の日（平成二十四年二月十日）から施行する。

○内閣府令第二号

職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第九条の規定に基づき、職員の退職管理に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年二月六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

職員の退職管理に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

職員の退職管理に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（求職の承認の手続の特例）

第四条　復興庁が廃止されるまでの間における第三条第一項第一号の規定の適用については、同号中「令第十六条第一項各号又は第二項各号」とあるのは、「令第十六条第一項各号に掲げる国の機関及び復興庁又は同条第二項各号」とする。

附　則

この府令は、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の施行の日（平成二十四年二月十日）から施行する。

○内閣府令第三号

復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の施行に伴い、官報及び法令全書に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年二月六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

官報及び法令全書に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

官報及び法令全書に関する内閣府令（昭和二十四年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2　復興庁が廃止されるまでの間における第一条及び第二条の規定の適用については、第一条及び第二条中「内閣府令」とあるのは、「内閣府令、復興庁令」とする。

附　則

この府令は、復興庁設置法の施行の日（平成二十四年二月十日）から施行する。

省　令

○法務省令第四号

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年二月六日

法務大臣　小川　敏夫

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部を改正する省令

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則（平成十二年法務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「登記記録の権利部に記録されている登記の数（仮登記の余白の数を含む。）が二百を超えるもの又は」を削り、「百キロバイト」を「一メガバイト」に改め、同条第二項第一号中「（共同担保目録を除く。）」を削り、「全部」の下に「から次に掲げるもののいずれか又は全てを除いたもの」を加え、同号に次のように加える。

イ　共同担保目録の全部又は現在効力を有していないもの

ロ　信託目録の全部又は現在効力を有していないもの

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年二月二十日から施行する。

（不動産登記規則の一部改正）

第二条　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第七項中「あてて」を「宛てて」に改める。

第六十三条第三項中「あてて」を「宛てて」に改め、同条第四項第一号中「あてて」を「宛てて」に、「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第二号中「あてて」を「宛てて」に改め、同条第五項第一号中「あてて」を「宛てて」に、「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第二号中「あてて」を「宛てて」に改める。

第六十三条の二第二項中「あてて」を「宛てて」に改める。

第七十条第一項第一号中「あてて」を「宛てて」に、「名あて人」を「名宛人」に改める。

第七十二条第二項第二号中「、医療受給者証（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十三条に規定する健康手帳の医療の受給資格を証するページをいう。）」を削る。

第百八十二条に次の一項を加える。

4　官庁又は公署が送付の方法により登記完了証の交付を求める場合の登記完了証の送付は、嘱託情報に記載された住所に宛てて、書留郵便又は信書便の役務であって信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものその他の郵便又は信書便によって書面を送付する方法によってするものとする。

（船舶登記規則の一部改正）

第三条　船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七条」を「第四十七条の二」に改める。

（農業用動産抵当登記規則の一部改正）

第四条　農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十八条」を「第三十八条の二」に改める。

○政治資金適正化委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十四年二月六日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
九二	宮沢　輝男	二三、一〇、七	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
一八二九	川口健太朗	二四、一、六	本人からの申請

○文部科学省令第二号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）を実施するため、国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年二月六日

文部科学大臣　平野　博文

国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する省令

国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）の一部を次のように改正する。

様式第五の注17の表中「

ベトナム	V

」を

ヨルダン	Y

」に改める。

附　則

この省令は、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定（平成二十四年条約第一号）が日本国について効力を生ずる日から施行する。

告　示

○政治資金適正化委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十四年二月六日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
四〇九八	二四、一、二〇	松田　正
四〇九九	二四、一、二〇	糸井　正樹
四一〇〇	二四、一、二〇	渡邊　清治
四一〇一	二四、一、二〇	小幡　安博